

埼玉県熊谷地方庁舎ほかエコオフィス化改修 事業提案選定会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県熊谷地方庁舎ほか4施設を対象に老朽設備を発展的にシステム改修するエコオフィス化改修事業を導入し、客観性のあるPFI事業を実施するため、事業者から公募した包括的な省エネルギー改修に関する提案を、客観的かつ公平に審査する埼玉県熊谷地方庁舎ほかエコオフィス化改修事業提案選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 選定会議は、次の事項について検討する。

- (1) 埼玉県熊谷地方庁舎ほかエコオフィス化改修事業提案の審査要領の制定及び審査に関すること。
- (2) その他事業実施に関すること。

(構成)

第3条 選定会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長及び委員)

第5条 選定会議は、委員長1名、副委員長1名及び委員3名をもって構成し、委員長、副委員長の選出は委員の互選による。

- 2 委員長は、検討選定会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(選定会議の開催)

第6条 選定会議は、委員長が招集し、その議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 選定会議は、必要に応じて、専門知識を有するもの又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定会議の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表

(第3条関係) 選定会議

委 員	慶應義塾大学 SDM研究科 教授	中上 英俊
	公認会計士	長島 良亮
	省エネルギーセンター 国民活動統括部長	布施 征男
	埼玉県総務部副部長	津久井 千章
	埼玉県総合技術センター 主席工事検査員	藤井 信夫